

諮問第 115 号

景観審議会

景観形成地区の指定及び景観形成基準の決定について（諮問）

景観の形成等に関する条例（昭和 60 年兵庫県条例第 17 号）第 8 条第 6 項（第 9 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、別添のとおり三木市三木城下町地区歴史的景観形成地区の指定及び景観形成基準の決定について諮問します。

令和 4 年 12 月 19 日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 景観形成地区の指定（案）

（1）景観形成地区の名称及び種別

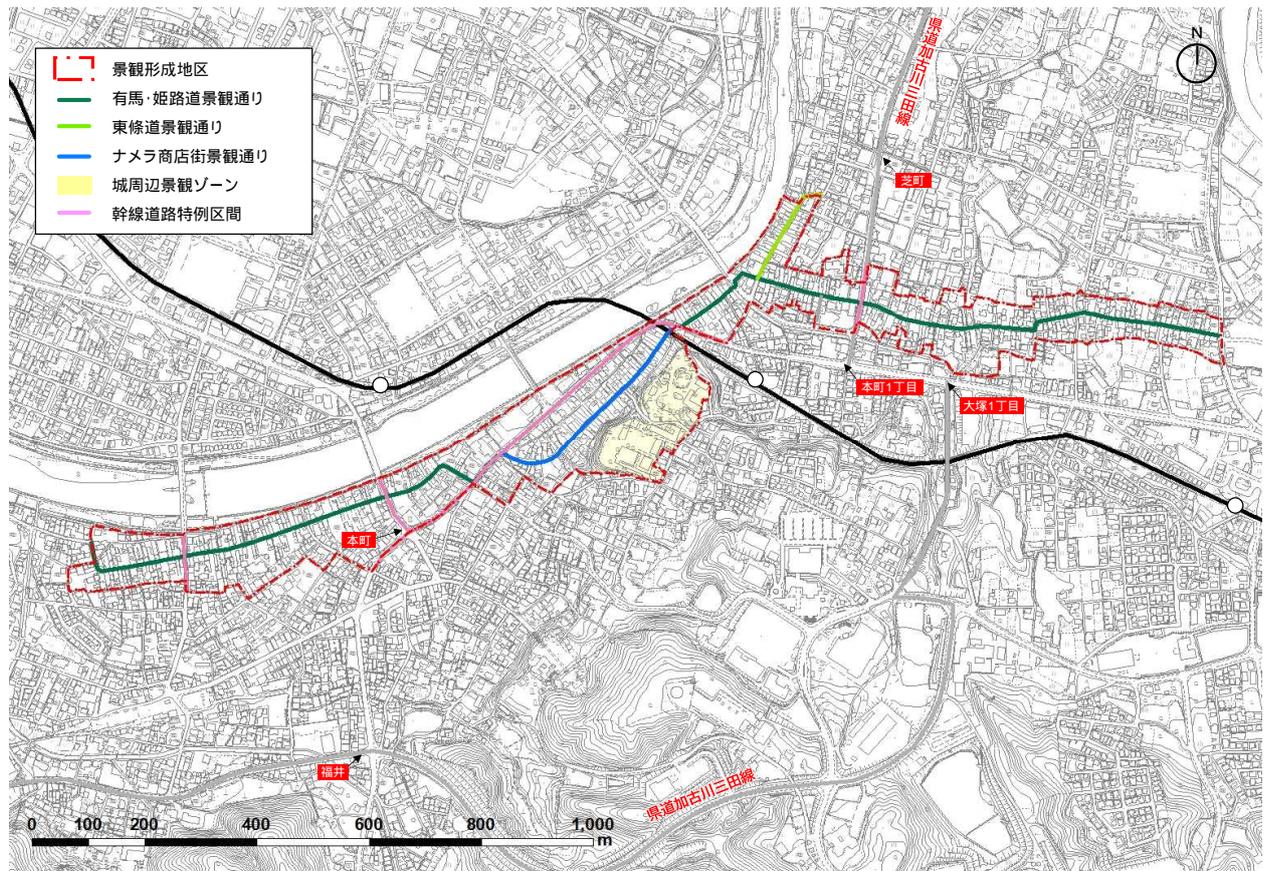
名称 三木市三木城下町地区

種別 歴史的景観形成地区

（2）景観形成地区に指定する土地の区域

三木市府内町、芝町、大塚1丁目、大塚2丁目、本町1丁目、本町2丁目、上の丸町、福井1丁目及び福井2丁目の各一部で、三木市三木城下町地区歴史的景観形成地区区域図（案）表示のとおり

三木市三木城下町地区歴史的景観形成地区区域図（案）



2 景観形成基準（案）

三木市三木城下町地区は、街道が行き交う交通の要衝の地に別所氏によって城が築かれて以降、三木城下町としてまちの基盤が形成された。その後、天正年間の三木合戦により町は荒廃したが、町の復興のために多くの大工職人が集まり、「三木金物」として金物産業が隆盛し、市の中心市街地として発展してきた。今もなお、城下町を通る街道筋などに歴史的な形態・意匠を有する町家等が点在し、歴史的なまちなみ景観が残されている。

本地区の街道筋の歴史的まちなみ、美囊川や城跡周辺の豊かな自然などの景観資源を活かしながら、中心市街地としての暮らし、生業及び賑わいの景観を保全・創出し、誇りや愛着を育む地区の景観を次世代へ継承していくことを目指す。

地域住民、行政及び事業者が一体となって、さらに魅力のある景観の形成を図っていくため、景観形成基準の基本的な考え方を以下のとおりとする。

町家が集積する街道沿いの景観形成

旧城下町のエリアに該当し、周辺の市街化が進んでいるが、街道沿いには町家が集積し、一部の区域では住民協定による景観の保全が行われるなど、歴史的なまちなみが残されている。町家の伝統的意匠及び街道の景観を保全・継承するため、「有馬・姫路道景観通り」及び「東條道景観通り」を設定し、歴史的なまちなみ景観の形成を図る。

城周辺の景観形成

城周辺は、カヤ、エノキなどが植生する緑豊かな環境が形成され、公共施設が立地している。国指定史跡の城跡を中心とした歴史文化の拠点として、風格ある景観形成を図るため、「城周辺景観ゾーン」を設定し、城跡と調和した良好な景観の形成を図る。

商店街の景観形成

現在は幹線道路沿いに商業の中心は移っているが、古くから栄えてきた城下町を基礎とする路線型の商店街が形成されている。統一感の中にも、賑わいの感じる景観を創出するため、「ナメラ商店街景観通り」を設定し、良好な景観の形成を図る。

幹線道路沿いの都市景観の形成

地区内の県道沿いは、商業・業務・サービス施設や公共公益施設等が立地する市街地であることから、「幹線道路特例区間」を設定し、都市の骨格にふさわしい良好な都市景観の形成を図る。

具体的な景観形成基準は、別表のとおりとする。ただし、知事が景観審議会の意見を聴いた上で、本地区の優れた景観の形成を図るため、この基準を適用することが適当でないと認める建築物等又は自動販売機については、これによらないことができる。

別表

(1)建築物等に関する基準

区域	項目	建築物の基準	工作物の基準
指定地区全域	高さ	・階数は原則、3階以下とする。やむを得ず4階以上とする場合は、通り（注1）から見たときに、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 ・基調となる色彩は、「建築物」の基準に準じる。
	屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根を基本とする。 ・黒、灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。 ・全色相、明度5以下、彩度1以下又は明度6以下の無彩色とする。 	
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・白、黒、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。ただし、自然素材の自然色を用いる場合はこの限りでない。なお、保護塗装を施す場合は、その素地の色を活かした塗装とする。 色相Y R系及びY系の5Yまで、明度8以下、彩度4以下（注2） 無彩色 	
	建具	・「外壁」の基準に準じた色彩とするよう努める。	
	外構	<ul style="list-style-type: none"> ・門、塀、擁壁を設置する場合は、「外壁」の基準に準じた落ち着いた色彩とし、突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 ・生垣、花壇等道路や美囊川沿いの緑化に努める。ただし、町家等で壁面位置が前面道路から後退していない場合はこの限りでない。 	
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の室外機、ダクト類等の建築設備等は、位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通り（注1）や美囊川から目立たないようにする。 ・屋上設備を設置する場合は、通り（注1）及び上の丸公園や橋梁等の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「屋根・庇」の基準に準じた色彩とするよう努める。 	
	掲出物	・できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観との調和に努める。	
有馬・姫路道景観通り（注3）	壁面の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ隣接する建築物との連続性の確保に努める。 ・やむを得ず当該通りに面して空地を設ける場合は、門、塀の設置等の方法により、町並みの連続性を損なわないように努める。 	
	高さ	・階数は原則、2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させ、当該通りから見えにくいようにする。	
	屋根・庇	・和瓦葺きとするよう努める。	
	外壁	・当該通りから見える壁面は、板張り、漆喰塗り等の伝統的意匠に努める。やむを得ず上記によるこ	

区域	項目	建築物の基準	工作物の基準	
		とができない場合は、周辺景観と調和した素材、色調による和風意匠とする。		
	建具	<ul style="list-style-type: none"> ・当該通りから見える開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とすることが望ましい。 ・やむを得ずアルミサッシ等を用いる場合は、黒色又は褐色とし、和風意匠とする。 		
	外構	<ul style="list-style-type: none"> ・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた伝統的意匠や色彩に努める。 ・各敷地の踏込みは、周辺景観と調和した落ち着いた意匠とする。 		
	掲出物	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物等は、街道の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとするよう努める。 		
	東條道景観通り (注3)	<ul style="list-style-type: none"> ・「有馬・姫路道景観通り」の基準に沿うことが望ましい。 		
	ナメラ商店街景観通り (注3)	壁面の位置		<ul style="list-style-type: none"> ・「有馬・姫路道景観通り」の基準と同じ。
		掲出物		<ul style="list-style-type: none"> ・広告物等は、賑わいを演出するデザインや色づかいとする。
	城周辺景観ゾーン	高さ		<ul style="list-style-type: none"> ・「有馬・姫路道景観通り」の基準と同じ。
		屋根・庇		<ul style="list-style-type: none"> ・「有馬・姫路道景観通り」の基準と同じ。
		外構		<ul style="list-style-type: none"> ・既存の樹木の保全に努める。 ・植栽を行う場合は周囲の樹木との調和に努める。
幹線道路特例区間		<ul style="list-style-type: none"> ・県道に面する建築物(「有馬・姫路道景観通り」、「東條道景観通り」及び「ナメラ商店街景観通り」に面する建築物については、周辺景観との調和に配慮を要する。)については、「指定地区全域」の「高さ」及び「屋根・庇」の基準を除外する。 		

注1：「有馬・姫路道景観通り」、「東條道景観通り」及び「ナメラ商店街景観通り」をいう。

注2：漆喰塗の外壁を、復原、修理するため本来の漆喰の色彩に合わせる場合又は地域特有の色彩を継承する場合はこの限りでない。

注3：対象は、原則、当該通りに面する建築物とする。

(2) 自動販売機に関する基準

項目	自動販売機の基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に附帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合はけばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・覆い、囲い、ごみ箱など附属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩が周辺景観と調和するよう努める。

(参考) 建築物の基準

区域	壁面の位置	高さ	屋根・庇	外壁	建具	外構	建築設備等	掲出物	
指定地区全域		<ul style="list-style-type: none"> 階数は原則、3階以下とする。やむを得ず4階以上とする場合は、通り(注1)から見たときに、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根を基本とする。 黒、灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。 全色相、明度5以下、彩度1以下又は明度6以下の無彩色とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 白、黒、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。ただし、自然素材の自然色を用いる場合はこの限りでない。なお、保護塗装を施す場合は、その素地の色を活かした塗装とする。 色相Y R系及びY系の5Yまでは、明度8以下、彩度4以下(注2) 無彩色 	<ul style="list-style-type: none"> 「外壁」の基準に準じた色彩とするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 門、塀、擁壁を設置する場合は、「外壁」の基準に準じた落ち着いた色彩とし、突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 生垣、花壇等道路や美嚢川沿いの緑化に努める。ただし、町家等で壁面位置が前面道路から後退していない場合はこの限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> 空調設備の室外機、ダクト類等の建築設備等は、位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通り(注1)や美嚢川から目立たないようにする。 屋上設備を設置する場合は、通り(注1)及び上の丸公園や橋梁等の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「屋根・庇」の基準に準じた色彩とするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観との調和に努める。 	
有馬・姫路道 景観通り (注3)	<ul style="list-style-type: none"> できるだけ隣接する建築物との連続性の確保に努める。 やむを得ず当該通りに面して空地を設ける場合は、門、塀の設置等の方法により、町並みの連続性を損なわないように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 階数は原則、2階以下とする。やむを得ず3階の壁面を後退させ、当該通りから見えにくいようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 和瓦葺きとするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該通りから見える壁面は、板張り、漆喰塗り等の伝統的意匠に努める。やむを得ず上記によることができない場合は、周辺景観と調和した素材、色調による和風意匠とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該通りから見える開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とすることが望ましい。 やむを得ずアルミサッシ等を用いる場合は、黒色又は褐色とし、和風意匠とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 門、塀を設置する場合は、外壁に準じた伝統的意匠や色彩に努める。 各敷地の踏込みは、周辺景観と調和した落ち着いた意匠とする。 	(「指定地区全域」の基準とする)	<ul style="list-style-type: none"> 広告物等は、街道の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとするよう努める。 	
東條道景観通り (注3)	<ul style="list-style-type: none"> 「有馬・姫路道景観通り」の基準に沿うことが望ましい。 							<ul style="list-style-type: none"> 「有馬・姫路道景観通り」の基準に沿うことが望ましい。 	
ナメラ商店街 景観通り (注3)	<ul style="list-style-type: none"> 「有馬・姫路道景観通り」の基準と同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> (「指定地区全域」の基準とする) 							<ul style="list-style-type: none"> 広告物等は、賑わいを演出するデザインや色づかいとする。
城周辺景観ゾーン		<ul style="list-style-type: none"> 「有馬・姫路道景観通り」の基準と同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> (「指定地区全域」の基準とする) 			<ul style="list-style-type: none"> 既存の樹木の保全に努める。 植栽を行う場合は周囲の樹木との調和に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> (「指定地区全域」の基準とする) 		
幹線道路特例区間				<ul style="list-style-type: none"> (「指定地区全域」の基準とする) 					

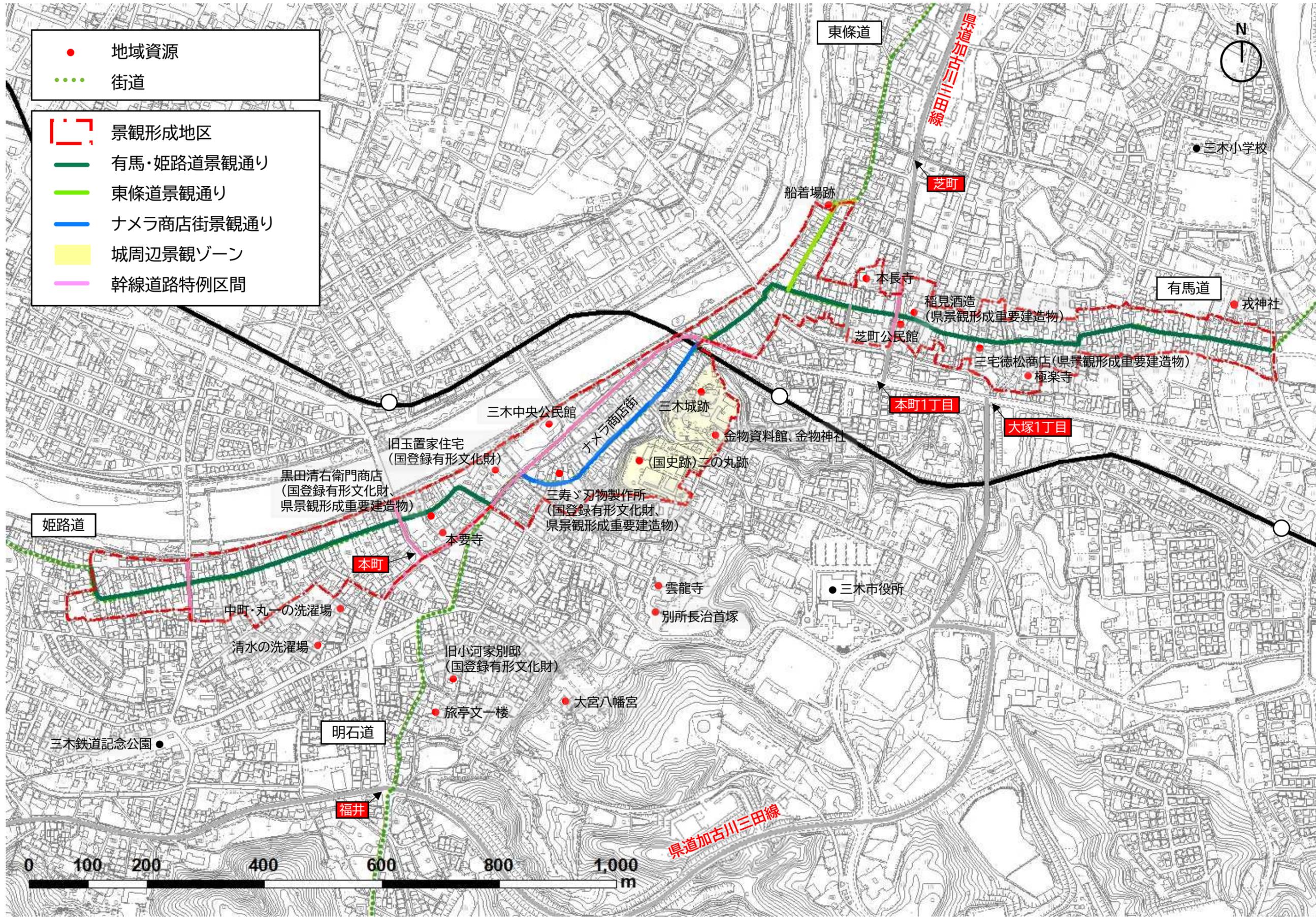
注1：「有馬・姫路道景観通り」、「東條道景観通り」及び「ナメラ商店街景観通り」をいう。

注2：漆喰塗の外壁を復原、修理するため、本来の漆喰の色彩に合わせる場合はこの限りでない。

注3：対象は、原則、当該通りに面する建築物とする。

本表は、当地区の建築物の景観形成基準(案)について、各通りやゾーンにおける各基準項目の内容を全体で一覧できるよう整理したものです。

景観形成地区の区域【案】



景観形成基準【案】

(1) 建築物等に関する基準

区域	項目	建築物の基準	工作物の基準	
指定地区全域	高さ	・階数は原則、3階以下とする。やむを得ず4階以上とする場合は、通り（注1）から見たときに、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 ・基調となる色彩は、「建築物」の基準に準じる。 	
	屋根・庇	・勾配屋根を基本とする。 ・黒、灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。 ・全色相、明度5以下、彩度1以下又は明度6以下の無彩色とする。		
	外壁	・白、黒、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。ただし、自然素材の自然色を用いる場合はこの限りでない。なお、保護塗装を施す場合は、その素材の色を活かした塗装とする。 ①色相YR系及びY系の5Yまでは、明度8以下、彩度4以下（注2） ②無彩色		
	建具	・「外壁」の基準に準じた色彩とするよう努める。		
	外構	・門、塀、擁壁を設置する場合は、「外壁」の基準に準じた落ち着いた色彩とし、突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 ・生垣、花壇等道路や美囊川沿いの緑化に努める。ただし、町家等で壁面位置が前面道路から後退していない場合はこの限りでない。		
	建築設備等	・空調設備の室外機、ダクト類等の建築設備等は、位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通り（注1）や美囊川から目立たないようにする。 ・屋上設備を設置する場合は、通り（注1）及び上の丸公園や橋梁等の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「屋根・庇」の基準に準じた色彩とするよう努める。		
	掲出物	・できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観との調和に努める。		
	有馬・姫路道景観通り（注3）	壁面の位置		・できるだけ隣接する建築物との連続性の確保に努める。 ・やむを得ず当該通りに面して空地を設ける場合は、門、塀の設置等の方法により、町並みの連続性を損なわないように努める。
		高さ		・階数は原則、2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させ、当該通りから見えにくいようにする。
		屋根・庇		・和瓦葺きとするよう努める。
	外壁	・当該通りから見える壁面は、板張り、漆喰塗り等の伝統的意匠に努める。やむを得ず上記によることができない場合は、周辺景観と調和した素材、色調による和風意匠とする。		

区域	項目	建築物の基準	工作物の基準	
指定地区全域	東條道景観通り（注3）	建具	・当該通りから見える開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とすることが望ましい。 ・やむを得ずアルミサッシ等を用いる場合は、黒色又は褐色とし、和風意匠とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・上の丸公園からの眺望を著しく阻害するような位置への配置は避ける。
		外構	・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた伝統的意匠や色彩に努める。 ・各敷地の踏込みは、周辺景観と調和した落ち着いた意匠とする。	
		掲出物	・広告物等は、街道の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとするよう努める。	
	ナメラ商店街景観通り（注3）	壁面の位置	・「有馬・姫路道景観通り」の基準と同じ。	
		掲出物	・広告物等は、賑わいを演出するデザインや色づかいとする。	
	城周辺景観ゾーン	高さ	・「有馬・姫路道景観通り」の基準と同じ。	
		屋根・庇	・「有馬・姫路道景観通り」の基準と同じ。	
		外構	・既存の樹木の保全に努める。 ・植栽を行う場合は周囲の樹木との調和に努める。	
	幹線道路特例区間		・県道に面する建築物（「有馬・姫路道景観通り」、「東條道景観通り」及び「ナメラ商店街景観通り」に面する建築物については、周辺景観との調和に配慮を要する。）については、「指定地区全域」の「高さ」及び「屋根・庇」の基準を除外する。	

注1：「有馬・姫路道景観通り」、「東條道景観通り」及び「ナメラ商店街景観通り」をいう。
 注2：漆喰塗の外壁を復原・修理するため、本来の漆喰の色彩に合わせる場合はこの限りでない。
 注3：対象は、原則、当該通りに面する建築物とする。

(2) 自動販売機に関する基準

項目	自動販売機の基準
位置	・隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。
意匠	・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。
色彩	・建築物に附帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合はけばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。
その他	・覆い、囲い、ごみ箱など附属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩が周辺景観と調和するよう努める。

景観形成基準 景観審議会（第1回景観形成部会）開催前後での新旧対照表

景観審議会（第1回景観形成部会）開催時点での基準案			
区域	項目	景観形成基準	
		建築物の基準	工作物の基準
指定地区全域	高さ	・階数は原則、3階以下とする。やむを得ず4階以上とする場合は、通り（注1）から見たときに、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。	・突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 ・基調となる色彩は、「建築物」の基準に準じる。
	屋根・庇	・勾配屋根を基本とする。 ・黒、灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。 ・全色相、明度5以下、彩度1以下又は明度6以下の無彩色とする。	
	外壁	・白、黒、灰色、茶系統又は濃青系の落ち着いた色彩とする。 ただし、自然素材の自然色を用いる場合はこの限りでない。なお、保護塗装を施す場合は、その素地の色を活かした塗装とする。 色相Y R系及びY系の5Yまでは、明度8以下、彩度4以下 色相B G系、B系、P B系及びP系の5 Pまでは、明度8以下、彩度2以下 <u>無彩色</u>	
	建具	・「外壁」の基準に準じた色彩とするよう努める。	
	外構	・門、塀、擁壁を設置する場合は、「外壁」の基準に準じた落ち着いた色彩とし、突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 ・生垣、花壇等道路や美嚢川沿いの緑化に努める。ただし、町家等で壁面位置が前面道路から後退していない場合はこの限りでない。	
	建築設備等	・空調設備の室外機、ダクト類等の建築設備等は、位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通り（注1）や美嚢川から目立たないようにする。 ・屋上設備を設置する場合は、通り（注1）及び上の丸公園や橋梁等の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「屋根・庇」の基準に準じた色彩とするよう努める。	
	掲出物	・できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観との調和に努める。	
<u>街道景観通りA（注2）</u>	壁面の位置	・できるだけ隣接する建築物との連続性の確保に努める。 ・やむを得ず当該通りに面して空地を設ける場合は、門、塀の設置等の方法により、町並みの連続性を損なわないように努める。	
	高さ	・階数は原則、2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させ、当該通りから見えにくいようにする。	
	屋根・庇	・和瓦葺きとするよう努める。	
	外壁	・当該通りから見える壁面は、板張り、漆喰塗り等	

現在の基準案			
区域	項目	建築物の基準	
		建築物の基準	工作物の基準
指定地区全域	高さ	・階数は原則、3階以下とする。やむを得ず4階以上とする場合は、通り（注1）から見たときに、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。	・突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 ・基調となる色彩は、「建築物」の基準に準じる。
	屋根・庇	・勾配屋根を基本とする。 ・黒、灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。 ・全色相、明度5以下、彩度1以下又は明度6以下の無彩色とする。	
	外壁	・白、黒、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。 ただし、自然素材の自然色を用いる場合はこの限りでない。なお、保護塗装を施す場合は、その素地の色を活かした塗装とする。 色相Y R系及びY系の5Yまでは、明度8以下、彩度4以下 <u>（注2）</u> <u>無彩色</u>	
	建具	・「外壁」の基準に準じた色彩とするよう努める。	
	外構	・門、塀、擁壁を設置する場合は、「外壁」の基準に準じた落ち着いた色彩とし、突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 ・生垣、花壇等道路や美嚢川沿いの緑化に努める。ただし、町家等で壁面位置が前面道路から後退していない場合はこの限りでない。	
	建築設備等	・空調設備の室外機、ダクト類等の建築設備等は、位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通り（注1）や美嚢川から目立たないようにする。 ・屋上設備を設置する場合は、通り（注1）及び上の丸公園や橋梁等の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「屋根・庇」の基準に準じた色彩とするよう努める。	
	掲出物	・できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観との調和に努める。	
<u>有馬・姫路道景観通り（注3）</u>	壁面の位置	・できるだけ隣接する建築物との連続性の確保に努める。 ・やむを得ず当該通りに面して空地を設ける場合は、門、塀の設置等の方法により、町並みの連続性を損なわないように努める。	
	高さ	・階数は原則、2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させ、当該通りから見えにくいようにする。	
	屋根・庇	・和瓦葺きとするよう努める。	
	外壁	・当該通りから見える壁面は、板張り、漆喰塗り等	

景観形成基準 景観審議会（第1回景観形成部会）開催前後での新旧対照表

景観審議会（第1回景観形成部会）開催時点での基準案			
		の伝統的意匠に努める。やむを得ず上記によること ができない場合は、周辺景観と調和した素材、 色調による和風意匠とする。	
		建具 ・当該通りから見える開口部や格子等は、伝統的な 様式、意匠を用いた木製建具とすることが望まし い。 ・やむを得ずアルミサッシ等を用いる場合は、黒色 又は褐色とし、和風意匠とする。	
		外構 ・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた伝統的意 匠や色彩に努める。 ・各敷地の踏込みは、周辺景観と調和した落ち着いた 意匠とする。	
		掲出物 ・広告物等は、街道の歴史や文化を感じられるよう な和風のデザインとするよう努める。	
街道景観通りB (注2)		・「 <u>街道景観通りA</u> 」の基準に沿うことが望ましい。	
商店街景観通り (注2)	壁面の位置	・「 <u>街道景観通りA</u> 」の基準と同じ。	
	掲出物	・広告物等は、賑わいを演出するデザインや色づか いとする。	
城周辺景観ゾーン	高さ 屋根・庇	・「 <u>街道景観通りA</u> 」の基準と同じ。	・上の丸公園か らの眺望を著 しく阻害する ような位置へ の配置は避け る。
	外構	・既存の樹木の保全に努める。 ・植栽を行う場合は周囲の樹木との調和に努める。	
幹線道路特例区間		・県道に面する建築物（「 <u>街道景観通りAB</u> 」及び 「 <u>商店街景観通り</u> 」に面する建築物については、 周辺景観との調和に配慮を要する。）については、 「指定地区全域」の「高さ」、「屋根・庇」の基準 を除外する。	

注1：「街道景観通りAB」をいう。

注2：対象は、原則、当該通りに面する建築物とする。

(2) 自動販売機に関する基準

項目	自動販売機の基準
位置	・隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。
意匠	・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。
色彩	・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、 それ以外の場合はけばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。
その他	・覆い、囲い、ごみ箱など付属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩が周辺景観と 調和するよう努める。

現在の基準案			
		の伝統的意匠に努める。やむを得ず上記によること ができない場合は、周辺景観と調和した素材、 色調による和風意匠とする。	
		建具 ・当該通りから見える開口部や格子等は、伝統的な 様式、意匠を用いた木製建具とすることが望まし い。 ・やむを得ずアルミサッシ等を用いる場合は、黒色 又は褐色とし、和風意匠とする。	
		外構 ・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた伝統的意 匠や色彩に努める。 ・各敷地の踏込みは、周辺景観と調和した落ち着いた 意匠とする。	
		掲出物 ・広告物等は、街道の歴史や文化を感じられるよう な和風のデザインとするよう努める。	
東條道景観通り (注3)		・「 <u>有馬・姫路道景観通り</u> 」の基準に沿うことが望 ましい。	
ナメラ商店街景観 通り (注3)	壁面の位置	・「 <u>有馬・姫路道景観通り</u> 」の基準と同じ。	
	掲出物	・広告物等は、賑わいを演出するデザインや色づか いとする。	
城周辺景観ゾーン	高さ 屋根・庇	・「 <u>有馬・姫路道景観通り</u> 」の基準と同じ。	・上の丸公園か らの眺望を著 しく阻害する ような位置へ の配置は避け る。
	外構	・既存の樹木の保全に努める。 ・植栽を行う場合は周囲の樹木との調和に努める。	
幹線道路特例区間		・県道に面する建築物（「 <u>有馬・姫路道景観通り</u> 」、 「 <u>東條道景観通り</u> 」及び「 <u>ナメラ商店街景観通り</u> 」 に面する建築物については、周辺景観との調和に 配慮を要する。）については、「指定地区全域」の 「高さ」及び「屋根・庇」の基準を除外する。	

注1：「有馬・姫路道景観通り」、「東條道景観通り」及び「ナメラ商店街景観通り」をいう。

注2：漆喰塗の外壁を復原・修理するため、本来の漆喰の色彩に合わせる場合はこの限りでない。

注3：対象は、原則、当該通りに面する建築物とする。

(2) 自動販売機に関する基準

項目	自動販売機の基準
位置	・隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。
意匠	・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。
色彩	・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、 それ以外の場合はけばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。
その他	・覆い、囲い、ごみ箱など付属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩が周辺景観と 調和するよう努める。

(1) 位置と面積

三木市は兵庫県南東部に位置し、東経 135 度の日本標準時子午線上に位置しています。市域の東部から南部は、神戸市、北部から西部は加東市と小野市、南西部には加古川市と稲美町、北部から東部は三田市と接しています。

京阪神と山陽・山陰地方を結ぶ中国自動車道及び山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道が通るなど、広域交通条件に恵まれています。また、鉄道は市域の南部を神戸電鉄粟生線が通り、神戸都心部へ接続しています。

市域は、東西に約 22 キロメートル、南北に約 20 キロメートル、面積は 176.51 平方キロメートルとなっています。



三木市の広域的な位置

(2) 自然資源

三木市は加古川の支流、美嚢川が中央部を東西に流れ、美嚢川周辺には平野部が広がり、それを囲むようになだらかな丘陵地、台地で構成され緑豊かな自然に恵まれています。

その恵まれた自然景観を活かした、西日本一数の多いゴルフ場、三木山森林公園、三木ホースランドパーク、山田錦の館、吉川温泉よかたんなどの観光・レクリエーション施設を有しています。



水と緑に恵まれた自然環境（美嚢川）

(3) 産業

三木市の主要産業である金物である、鋸(のこぎり)、鑿(のみ)、鉋(かんな)、鋲(こて)、小刀(こがたな)は、経済産業省より「播州三木打刃物」として伝統的工芸品の指定を受けており、「三木金物」ブランドが確立されています。

また、市内には工業団地である三木工場公園と産業団地であるひょうご情報公園都市があります。三木工場公園では、先端技術を取り入れた地場産業の機械刃物を製造している企業などが操業しており、その内半数以上が金属加工関連企業となっています。ひょうご情報公園都市では、食料品、精密機械、産業用機械器具を製造する企業などが操業しています。

平野部に広がる農村地帯では、明治末期から大正にかけて酒米が栽培され、吉川町との合併後は、山田錦の主産地となっています。また、都市近郊の利を生かして、花卉、野菜、果樹、酪農などにも取り組んでいます。

2 三木城下町地区の概要

(1) 歴史

三木市内では、弥生時代中期には加古川とその支流美囊川との合流点の周辺から人々の営みが広がりました。三木城下町地区では、古くから街道が交差する交通の要衝として知られた地に別所氏が三木城を築城し、城下町が形成されました。その後、三木合戦により町は荒廃しましたが、秀吉の政策によりまちの復興のために集まった大工職人、その道具を作る鍛冶職人が次第に増え、「三木金物」として金物産業が発展し、市の中心市街地として繁栄してきました。今なお、城下町を通る街道沿いを中心に町家等の歴史的建造物が存在しています。



播州三木古城図（三木市教育委員会蔵）

【三木城跡及び付城跡・土塁（みきじょうあとおよびつけじろあと・どるい）】

史跡三木城跡及び付城跡・土塁は、天正6年（1578）3月から天正8年（1580）1月にかけて行われた三木城主別所長治と織田信長の命を受けた羽柴秀吉との間で繰り広げられた三木合戦に関する遺跡群です。

戦国期の合戦の過程や全容を具体的に把握する上で重要な史跡として、平成25年3月27日に国の史跡に指定されました。遺跡は、三木城跡を取囲む形で東西約6キロメートル、南北約5キロメートルの範囲に所在しています。

（資料：三木市）



伝天守台（北東から）



三木城本丸跡・二の丸跡発掘調査位置図
（三木市資料、一部加工）

(2) 景観資源

街道筋のまちなみ

【有馬道（湯の山街道）】

- ・ 県指定景観形成重要建造物の稲見酒造や三宅徳松商店のほか、町家や社寺等が並び、歴史を感じる景観が残されている。
- ・ 木塀や瓦等の歴史を感じさせる景観要素も残り、沿道に連続性のある景観が形成されている。

稲見酒造



戎神社と周辺



芝町公民館と周辺



三宅徳松商店



【姫路道】

- ・ 国登録有形文化財及び県指定景観形成重要建造物の黒田清右衛門商店がある。その前の道路はインターロッキング舗装が施され、景観整備されており、周辺に町家が連坦して残っている。
- ・ 新しい住宅への建て変わりも見られる。

黒田清右衛門商店



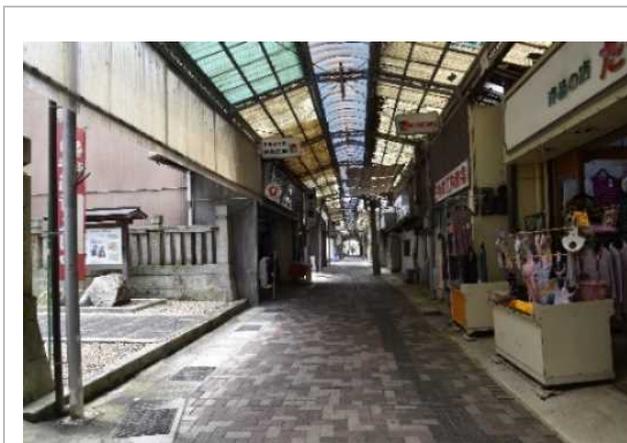
【東條道】

- ・有馬道に近い場所には町家が残し、歴史を感じる景観が形成されている。
- ・江戸時代の美嚮川は川舟による物資の運搬が盛んで、船着場跡からその名残がみられる。



【ナメラ商店街】

- ・ナメラ商店街は、昔ながらの商店街の景観が残っているが、空き店舗となっていて、にぎわいの景観は形成されていない。
- ・国登録有形文化財及び県指定景観形成重要建造物の三寿ノ刃物製作所がある。



三木城跡周辺

- ・三木城跡は小高い丘の上にあり、そこから三木の市街地のまちなみや美嚮川を望むことができる。
- ・三木城跡の樹林地が緑豊かな景観を創り出している。



美囊川河川沿い

- ・ 緑と水の潤いある景観が形成されている。
- ・ 橋からは河川の開けた見晴らしのよい景観がある。川・沿川の建物・背景の山並みという景観の3層構造がある。



(3) ビューポイント

「景観ビューポイント(視点場)」は、地域の景観の魅力を地区内外の多くの人々に知ってもらう上で重要な場所です。三木城下町地区では街道筋のまちなみが選ばれています。

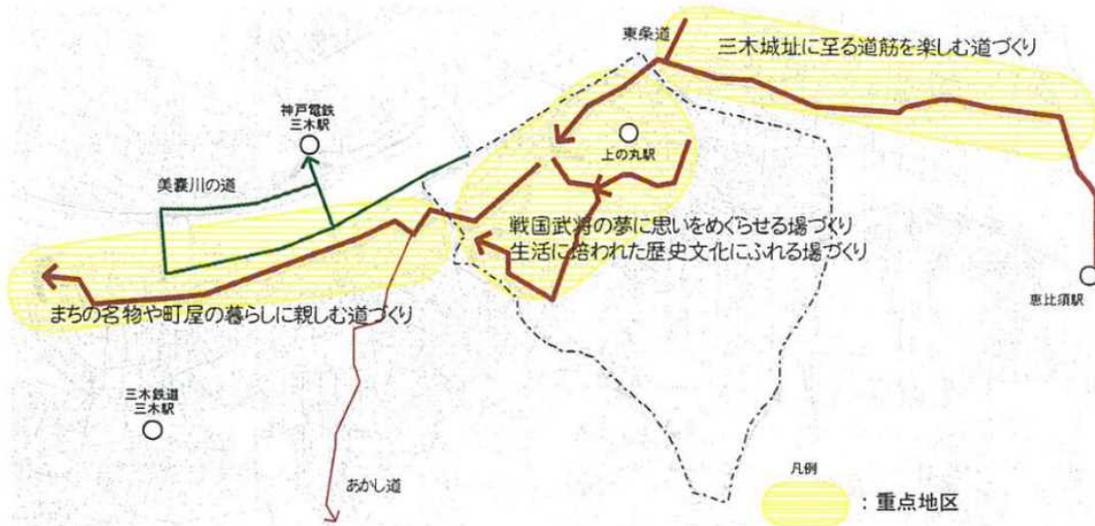


(資料：兵庫県「ひょうごの景観ビューポイント150選」)

【歴史街道の整備】

平成 14 年度に国土交通省近畿地方整備局により、三木城跡周辺が歴史街道モデル事業地区に認定されたことを受けて「三木市歴史街道整備プラン」が策定されました。

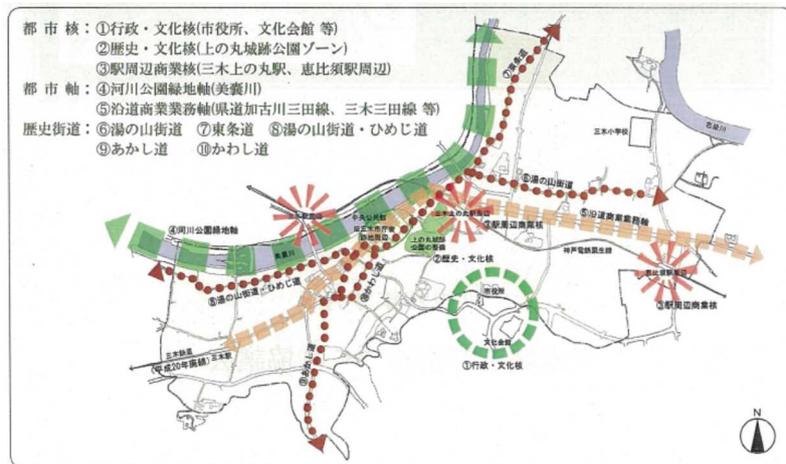
「歴史(とき)が奏でる匠の里」をテーマに、「湯の山街道とその町並み」、「三木城址と城郭跡の広がり」、「ひめじ道とその町並み」を重点地区(歴史街道ゾーン)として、位置づけています。



重点地区の整備方針

【城下町のまちづくり】

三木市の旧市街地を対象に約 20 の自治会が母体となった三木城下町まちづくり協議会が地区面積約 190ha の範囲において、伝統的町並み・文化、地場産業等の地域特性を活かした安全・安心で住みよく活力のあるまちづくりを推進することを目的として、城下町のまちづくりに取り組んでいます。



三木城下町まちづくり基本構想図

H20 年には、街道沿いや一部の裏路地を含む区域を対象に「三木歴史街道まち並み景観ガイドライン」を策定しました。

1) 景観形成の基本目標

景観形成の基本目標は以下の通りとする。

街道筋における建築物、工作物、土地利用等の整備にあたっては、次世代に誇れるまち並みを引き継ぐため、「伝統的まち並みと調和した美しい景観形成」に努める。

2) 景観形成の基本方針

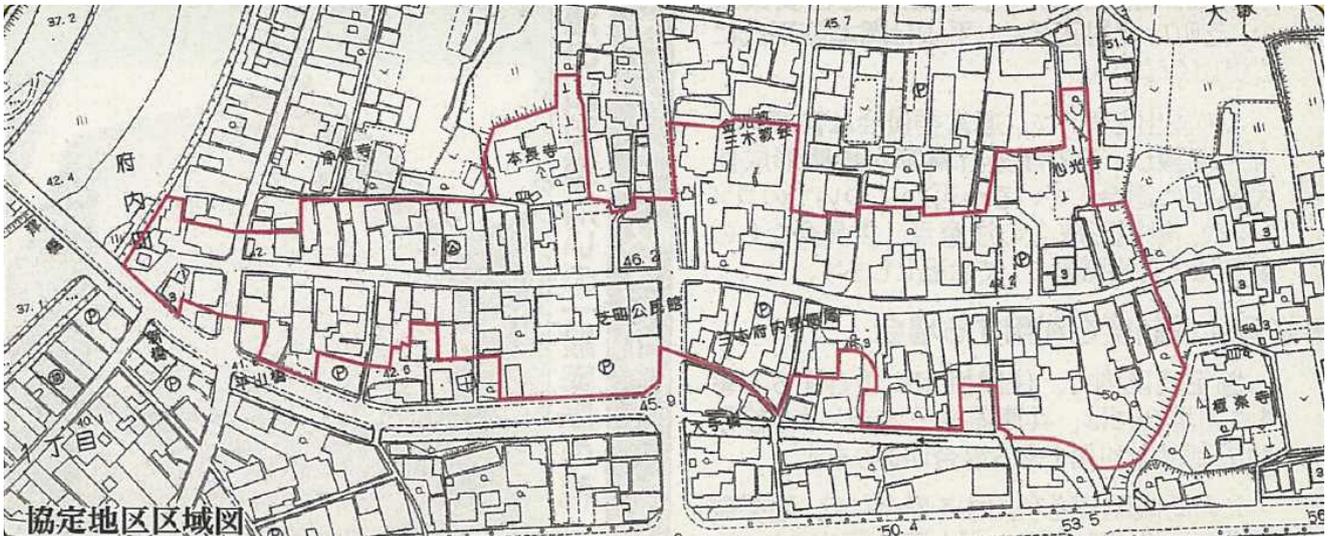
基本目標実現のため、次の3方針を遵守する。

- ①伝統的意匠と素材を大切にする。
- ②既存の伝統的町家等は出来るだけ修復利用する。
- ③隣接地等の景観と調和したまち並み形成に努める。

【三木市歴史街道芝町・平山地区景観形成等住民協定】

芝町・平山地区は、兵庫県では初めての歴史的建造物を中心とした景観形成等住民協定指定地区です。当地区は、湯の山街道に面する約4ヘクタールの区域で、約90世帯が暮らしており、県指定景観形成重要建造物の稲見酒造や三宅徳松商店のほか、町家や社寺、蔵、金物問屋が並んでいます。住民主体の取組により景観づくりのルールを定め、平成27年にこの認定を受けました。

勾配屋根を原則とし、屋根は和瓦葺き、外壁は板張りや漆喰塗、開口部は格子戸とするよう努めるなどルールを定め、歴史的な町並みの保全に取り組んでいます。



協定地区区域図

【歴史的資源を活かしたまちづくりの展開】

三木市三木城下町地区では、旧小河家・旧玉置家等を活用した観光・交流のイベントや商店街でのイベントのほか、三木城跡の活用に向けた整備など、歴史的資源を活かしたまちづくりが展開されています。

(主な取組)

年度	取組内容
H23	市と神戸芸術工科大学が連携して学生が企画運営に協力し、三木の歴史を知るイベント「ミキシル」を開始
H24	三木城下町まちづくり協議会がナメラ商店街周辺で地域活性化に向けたイベント「レトロチ」を開始
H29	市が旧小河家別邸を改修し、喫茶コーナー・観光用トイレ・ギャラリー等設置
H30	市がH20に廃線となった旧三木鉄道の跡地に別所ゆめ街道として遊歩道等を整備
R3	三木の伝統工芸「染形紙」をあしらった手作り灯籠で「湯の山街道ライトアップ」を実証実験として実施

3 景観形成の基本方針

(1) 景観形成地区の設定

三木市三木城下町地区は城下町を基盤に、地域の政治・経済・交通の拠点として形成され、商工業や暮らしを支える三木市の中心市街地として発展してきました。特に、城下町を通る街道筋沿道には往時の面影を残す歴史的まちなみが残されており、これらの特性を活かした景観の保全・創造を図るため、城下町と街道筋沿道を主とするエリアを地区指定の区域とします。

具体的には、三木市三木城下町地区歴史的景観形成地区区域図に示す約 25ha の区域です。

(2) 景観形成の方針

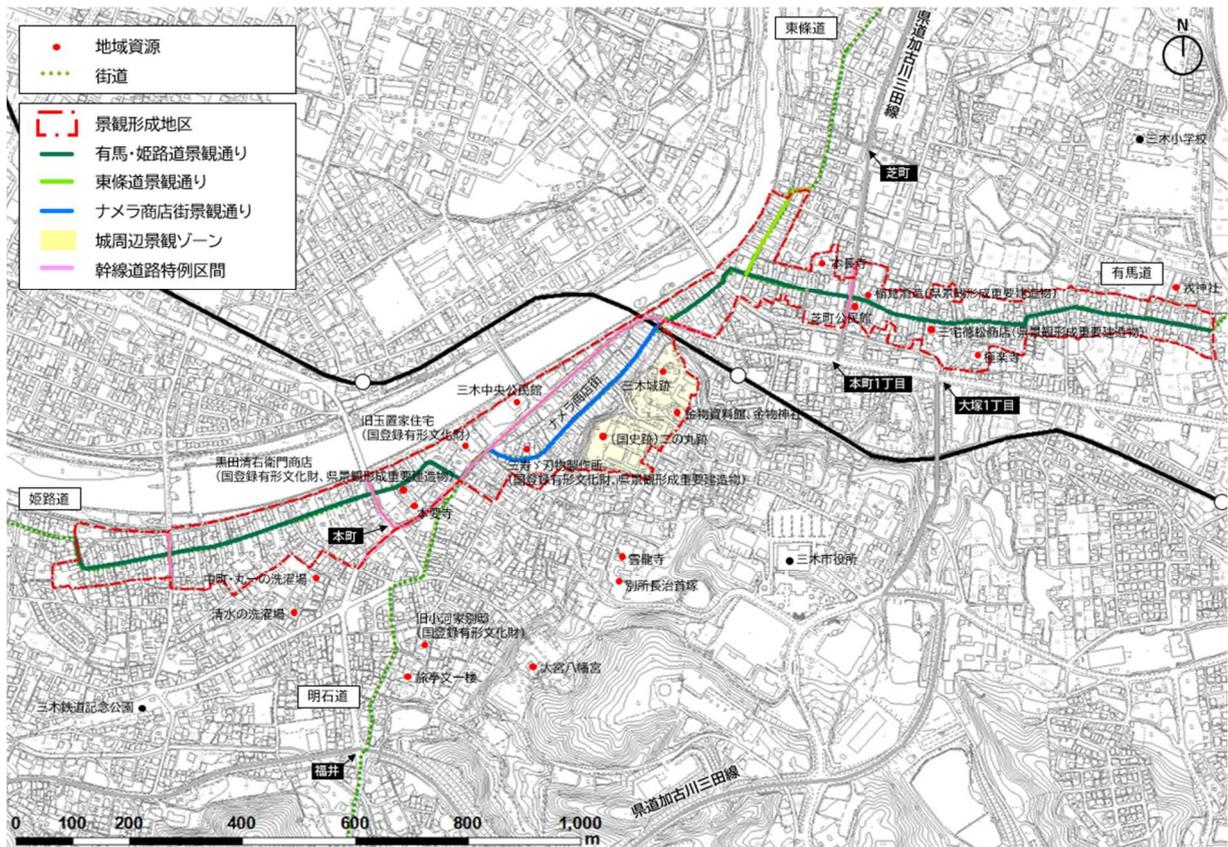
三木市三木城下町地区において、歴史文化を活かした暮らしや生業の場として持続していくことをめざし、景観形成の基本的な方向性として右の4点を掲げます。



この基本方向のもと、景観の同質性や連続性などを考慮して、通りやゾーンごとに、景観形成の方針を以下のように定めます。

街道沿いの景観形成	町屋の伝統的意匠及び街道の景観を保全・継承するため、歴史的なまちなみ景観の形成を図る。
商店街の景観形成	統一感の中にも賑わいや人の営みが感じられる景観の形成を図る。
城周辺の景観形成	歴史文化の拠点として、風格ある景観形成を図り、周辺においては城跡と調和した良好な景観の形成を図る。
幹線道路沿いの景観形成	都市の骨格にふさわしい良好な都市景観の形成を図る。

(3) 三木市三木城下町地区歴史的景観形成地区区域図



(1) 指定地区全域の基準

三木市三木城下町地区の良好な市街地景観を形成するために、地区全体に係る緩やかな共通基準として、建物の形態と色彩に係る基準を定めています。



・階数は原則、3階以下とする。

・勾配屋根を基本とする。
・黒、灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。
・全色相、明度5以下、彩度1以下又は明度6以下の無彩色とする。

・外壁は、白、黒、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。
色相YR系及びY系の5Yまでは、明度8以下、彩度4以下
無彩色

・建具は、「外壁」の基準に準じた色彩とするよう努める。

・空調設備の室外機、ダクト類等の建築設備等は、位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通りや美囊川から目立たないようにする。
・屋上設備を設置する場合は、通り及び上の丸公園や橋梁等の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「屋根・庇」の基準に準じた色彩とするよう努める。

・門、塀、擁壁を設置する場合は、「外壁」の基準に準じた落ち着いた色彩とし、突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。
・生垣、花壇等道路や美囊川沿いの緑化に努める。

・広告物等は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観との調和に努める。

(2) 有馬・姫路道景観通りの基準及び東條道景観通りの推奨基準

有馬道、姫路道沿道の雰囲気を受け継いでいけるように、歴史的まちなみ景観を保全・創造するための基準を定めています。



・階数は原則、2階以下とする。

・和瓦葺きとするよう努める。

・壁面は、できるだけ隣接する建築物との連続性の確保に努める。

・当該通りから見える壁面は、板張り、漆喰塗り等の伝統的意匠に努める。

・当該通りから見える開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とすることが望ましい。

・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた伝統的意匠や色彩に努める。
・各敷地の踏込みは、周辺景観と調和した落ち着いた意匠とする。

・広告物等は、街道の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとするよう努める。

・空調設備の室外機、ダクト類等の建築設備等は、位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通りや美囊川から目立たないようにする。

・屋上設備を設置する場合は、通り及び上の丸公園や橋梁等の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「屋根・庇」の基準に準じた色彩とするよう努める。

(3) ナメラ商店街景観通りの基準

三木城跡に隣接し有馬道の一部であったナメラ商店街では、昔ながらの商店街の雰囲気を活かしつつ賑わい創出につながるように基準を定めています。



・広告物等は、賑わいを演出するデザインや色づかいとする。

・門、塀、擁壁を設置する場合は、「外壁」の基準に準じた落ち着いた色彩とし、突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。
・生垣、花壇等道路や美囊川沿いの緑化に努める。

・階数は原則、3階以下とする。

・勾配屋根を基本とする。
・黒、灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。
・全色相、明度5以下、彩度1以下又は明度6以下の無彩色とする。

・壁面は、できるだけ隣接する建築物との連続性の確保に努める。

・外壁は、白、黒、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。
色相YR系及びY系の5Yまでは、明度8以下、彩度4以下
無彩色

・建具は、「外壁」の基準に準じた色彩とするよう努める。

・空調設備の室外機、ダクト類等の建築設備等は、位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通りや美囊川から目立たないようにする。
・屋上設備を設置する場合は、通り及び上の丸公園や橋梁等の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「屋根・庇」の基準に準じた色彩とするよう努める。

(4) 城周辺景観ゾーンの基準

三木城跡周辺において国指定史跡にふさわしい景観を保全・創造するための基準を定めています。



・空調設備の室外機、ダクト類等の建築設備等は、位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通りや美囊川から目立たないようにする。
・屋上設備を設置する場合は、通り及び上の丸公園や橋梁等の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「屋根・庇」の基準に準じた色彩とするよう努める。

・階数は原則、2階以下とする。

・和瓦葺きとするよう努める。

・外壁は、白、黒、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。
色相YR系及びY系の5Yまでは、明度8以下、彩度4以下
無彩色

・既存の樹木の保全に努める。
・植栽を行う場合は周囲の樹木との調和に努める。

・建具は、「外壁」の基準に準じた色彩とするよう努める。

・門、塀、擁壁を設置する場合は、「外壁」の基準に準じた落ち着いた色彩とし、突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。
・生垣、花壇等道路や美囊川沿いの緑化に努める。

・広告物等は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観との調和に努める。

(5) 幹線道路特例区間の基準

県道沿いにおいて現代の中心市街地にふさわしい良好な市街地景観を形成していくための基準を定めています。



・外壁は、白、黒、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。
色相YR系及びY系の5Yまでは、明度8以下、彩度4以下
無彩色

・建具は、「外壁」の基準に準じた色彩とするよう努める。

・広告物等は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観との調和に努める。

・門、塀、擁壁を設置する場合は、「外壁」の基準に準じた落ち着いた色彩とし、突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。

・生垣、花壇等道路や美囊川沿いの緑化に努める。

・空調設備の室外機、ダクト類等の建築設備等は、位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通りや美囊川から目立たないようにする。
・屋上設備を設置する場合は、通り及び上の丸公園や橋梁等の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「屋根・庇」の基準に準じた色彩とするよう努める。

(6) 自動販売機の基準

自動販売機の設置は、景観上大きな障害要因になります。自動販売機はなるべく景観形成地区内に設置されないことが望ましいのですが、利便設備として必要な場合、周囲の景観に配慮して設置するように、基準を定めています。

自動販売機のイメージ



・隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。

・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。

・建築物に附帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合はけばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。

・覆い、囲い、ごみ箱など附属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩が周辺景観と調和するよう努める。



令和4年度景観審議会（第1回景観形成部会）における委員のご意見と事務局の考え方

No	意見の内容	考え方
1	景観形成基準（案）の中で、外壁の色彩について、B系、P系が基準に入っているのはあまり見たことがない。	地区内の一部の漆喰塗の建物で見られる色彩になるが、基準を見直し、表外注釈に以下の通り追加する。 「注2：漆喰塗の外壁を復原、修理するため、本来の漆喰の色彩に合わせる場合はこの限りでない。」
2	三木地区は、地域資源として金物が大きい。地域資源の金物を活かしてほしい。	ガイドラインに、三木金物について記載する。
3	城跡から見える景観について配慮してほしい。 城跡周辺のところで、城跡からのビューは丘から見下ろす視点がある。上から見下ろすビューの視点を取り入れてほしい。	景観形成基準において、指定区域全域で、勾配屋根を基本とすることとし、有馬・姫路道景観通りにおいては和瓦葺きとするよう努めることとしている。 ガイドラインに城跡から町を見下ろす景観を記載する。
4	地区基準の名称について、検討してほしい。	以下の通り名称を変更する。 三木市三木地区 三木市三木城下町地区 街道景観通りA 有馬・姫路道景観通り 街道景観通りB 東條道景観通り 商店街景観通り ナメラ商店街景観通り
5	電柱が景観を阻害している。	現時点で無電柱化の事業化予定はないが、景観形成地区として指定することで無電柱化工事の優先順位が高くなるということも考えられるため、道路部局に働きかけを行う。 電力事業者に対しても要望を伝えている。
6	川側からの景観も検討していただきたい	ガイドラインにおいて、美囊川からの景観を記載する。
7	本要寺が指定候補から外れているが入れないのか。	区域案を見直し、本要寺周辺を区域内とする。